

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明部会長	<p>皆様、おはようございます。本日は御多忙のところ、本部会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>それではただ今から、第724回農地部会を開会いたします。</p> <p>本日は、部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことを、御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、粟井地区の梶野委員、興居島地区の小池委員のお二人をお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第10号、10件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。</p> <p>それではまず、議案第1号、「農地法第3条許可申請専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>お手元の審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、1枚目をあわせてごらんください。</p> <p>それでは御報告いたします。</p> <p>1番・2番は、第723回農地部会におきまして、買受適格証明願専決処理報告いたしました競売にかかる案件でございます。</p> <p>それぞれ、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められましたので、事務処理の迅速化を図るため、地元委員承認の上、専決処理し、直ちに許可書を交付させていただきましたので、御報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第1号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年1月26日～平成29年2月24日に専決処理した案件は4件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら4件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地3件、1,056平米、商工業用地1件、149平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年1月26日～平成29年2月24日に専決処理した案件は27件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p>

<p>渡部泰明部会長</p>	<p>これら 27 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 17 件、1 万 531 平米、商工業用地 10 件、7,326 平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 3 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 4 号、「農地法第 18 条第 6 項解約通知報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部 純三主幹</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1 番・2 番は、賃借人が同一のため、あわせて御報告いたします。本件は、農地法第 3 条許可により、平成 26 年 4 月 10 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>3 番、本件は残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別件 3 条申請にて売却するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>4 番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償として、離作補償給付金を支払うとしております。</p>

	<p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部純三主幹</p>	<p>では、お手元に審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約73アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大、及び、安定を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、幼稚園を運営する学校法人でございます。この度、教育事業に供するため、本抛地に近く、耕作上便利な本申請地を取得しようとするものでございます。</p> <p>なお、本案件は、許可にあたり、例外規定が適用される案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>3番、譲受人は、農地約95アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近い本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番と8番は、譲受人が同一でございますので、あわせて御説明いたします。譲受人は、農地約350アールを耕作する農業者でございます。この度、4番の申請地は自作地に隣接し耕作便利であり、8番の申請地は取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5番、譲受人は、農地約102アールを耕作する農業者でございます。</p>

	<p>この度、本申請地を取得し、農業経営の安定及び規模拡大を図るものでございます。</p> <p>6番、譲受人は、農地約248アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は、農地約129アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>9番、譲受人は、農地約125アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に近い本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図り、農業に精進するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。2番ありますが、許可の例外規定に該当いたしますため、桑原地区の野本委員からお願いいたします。</p>
野本政彦委員	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市畑寺町で認定子ども園を運営する学校法人です。今般、教育事業の一環として農業体験を実施するため、本申請に及んだものです。</p> <p>地区審査におきまして、園児や作業者の安全面の管理を徹底するとともに、地区での農地の耕作に悪影響を及ぼさないように配慮することで、地元としては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ今、議案第5号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>誠に恐れ入りますが、1カ所議案訂正をお願いします。11番の譲渡人樋野トシ子のカタカナの「トシ」を漢字の「寿」に訂正していただくようお願いします。また、「ひさこ」というのが正しい読み方でございます。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件受人は、市内太山寺町で中古車販売業を営んでおりますが、この度、地主の都合により、店舗敷地を返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を取得し、中古車販売店舗を開設したいとしております。</p> <p>なお、申請地は、都市計画区域外に位置しており、都市計画法上の開発許可は不要でございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、現在、転勤に伴い四国中央市で借家住まいをしておりますが、今般、本申請地を母親より借り受け、生活の本拠となる分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹ノ子駅からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、長男夫婦と同居し、農地約1.3ヘクタールを耕作する農業者でございますが、この度、現居宅を売却し、本申請地を次男より借り受け、農家住宅、農業用倉庫を建築したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹ノ子駅からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>4番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございますが、平成28年12月14日付で農地法第5条許可を受け、現在、造成工事中</p>

の貸露天駐車場に隣接する本申請地を新たに借り受け、8台分の拡張を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、高速道路の出入口からおおむね 300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。

5番、本件受人は、両親と同居し、会社勤めの傍ら農地約1ヘクタールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を父親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は夫婦で、両親と同居し、農地約64アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を母親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、今般、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

8番、本件受人は、農地約42アールを耕作する農業者でございますが、現所有農地の隣接農道が狭く、支障を来していることから、この度、本申請地を取得し、進入路として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、自動車専用道路出入口からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。

9番、本件受人は、市内畑寺町で大護幼稚園を運営する法人でございますが、この度、幼保連携型認定子ども園へ移行するため、隣接する本申請地へ、新たに、幼稚園として定員5名、保育所として定員50名を増員する施設を建築したいとしており、都市計画法の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、本件は、申請面積が3,000平米を超えますので、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

10番、本件受人は、余戸東五丁目で自営業を営んでおりますが、既

	<p>存の駐車場が、地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を譲り受け、業務用及び来客用の露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>11 番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、今般、本申請地を母親より借り受け、自己住宅を建築したいとしております。</p> <p>なお、申請地は、都市計画区域外に位置しており、都市計画法上の開発許可は不要でございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。9 番につきまして、桑原地区の野本委員から説明をお願いいたします。</p>
野本政彦委員	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市畑寺町で幼稚園型認定子ども園を運営する学校法人です。この度、幼保連携型の認定子ども園へ移行するべく、現在不足している保育施設を新築するため、本申請に及んだものです。</p> <p>また、地域に必要とされる施設でもあり、周辺への被害の防除措置も適切に行うということから、地元としては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 6 号につきまして、事務局並びに、地元委員から説明がありました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、9番につきましては、農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第7号、「平成28年度第12号農用地利用集積計画」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>永野吉彦副主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件14件のうち、使用貸借権の設定が7件、賃借権の設定が7件となっており、設定総面積は、合計3万2,729平米でございます。その内訳は、新規が11筆、更新が12筆となっています。</p> <p>番号1～番号5の譲受人は、約885アールを耕作する農事組合法人で、新たに3筆の農地に使用貸借権を設定し、また継続して5筆の農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号6の譲受人は、約236アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号7の譲受人は、約213アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号8・番号9・番号12・番号13の譲受人は、約193アールを耕作する農業協同組合で、新たに5筆の樹園地に賃借権を設定し、また継続して4筆の樹園地に賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号10の譲受人は、約418アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号11の譲受人は、約350アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号14の譲受人は、約142アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしてい</p>

	<p>ます。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 29 年 3 月 15 日となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 7 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 8 号、「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
永野吉彦副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第 19 条 3 項の規定、「計画案の提出等の協力」に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>2 月の農地部会におきまして機構への利用権設定についてこの 5 筆を御審議いただきました。これに関しては平成 29 年 2 月 15 日に市の公告が済み、同日付で使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。</p> <p>総面積は合計 3,552 平米、5 筆、全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定し</p>

	<p>た後に、県が認可し、4月中旬の公告という流れになっております。そのため、5月頃に耕作権が設定される予定です。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第8号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部 純三主幹</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年1月26日～平成29年2月24日に専決処理した案件は15件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら15件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 10 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
永野吉彦副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号 1・番号 2 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>番号 3 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>なお、一部面積について、適用除外となっております。</p> <p>番号 4 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 10 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案、10件の議案審議は全て終了いたしました。</p> <p>ここで、委員から何か御意見などございませんか。</p>
松下長生委員	<p>ちょっとだけ教えてくださいませんか。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、松下委員。</p>
松下長生委員	<p>今、市街化区域内の農地は松山市全体で、大体で結構ですから、どれくらい残ってますか。</p>
渡部泰明部会長	<p>事務局、つかんでますか。</p>
松下長生委員	<p>わからなかったら次でいいですよ。合併してからわからんのよ。</p>
藤久壽基次長	<p>農地面積ですか。</p>
松下長生委員	<p>そうです。次でいいですよ。</p>
藤久壽基次長	<p>次回調べてきます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ほかにないようでしたら、事務局から事務連絡があります。</p>

松木晶裕局長	はい。
渡部泰明部会長	はい、局長。
松木晶裕局長	<p>次回の農地部会でございますが、4月10日、月曜日を予定しております。</p> <p>なお、この農地部会が終了しましたら、お知らせしたい事項等ございますので、申し訳ございませんが、引き続きお残りいただけたらと思います。よろしく願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	以上で、724回農地部会を閉会いたします。
松木晶裕局長	<p>御起立願います。礼。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 30 分閉会</p>